

施設サービス等における食費・居住費の軽減（負担限度額）

施設サービス・短期入所を利用した際の食費と居住費に限度額を設定し、費用負担を軽減します

【要件】世帯全員が市民税非課税であること（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者も非課税であること）
年金収入等の額や預貯金等の額が下表の要件を満たしていること

所得段階	年金収入等の要件 ※1	預貯金等の要件	食費【日額】		居住費（滞在費）【日額】			
			短期入所	短期入所以外	多床室 ※2	ユニット型		従来型 個室 ※2
						個室	準個室	
基準額			1,445円	1,445円	855円 (915円) 377円 (437円)	2,006円 (2,066円)	1,668円 (1,728円)	1,171円 (1,231円) 1,668円 (1,728円)
第3段階 ②	120万円超	【単身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下	1,300円	1,360円	370円 (430円)	1,310円 (1,370円)	1,310円 (1,370円)	820円 (880円) 1,310円 (1,370円)
第3段階 ①	80万円～ 120万円	【単身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下	1,000円	650円	370円 (430円)	1,310円 (1,370円)	1,310円 (1,370円)	820円 (880円) 1,310円 (1,370円)
第2段階	80万円以下	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下	600円	390円	370円 (430円)	820円 (880円)	490円 (550円)	420円 (480円) 490円 (550円)
第1段階	生活保護受給者 等		300円	300円	0円	820円 (880円)	490円 (550円)	320円 (380円) 490円 (550円)

()内は令和6年8月からの金額です。

※1 年金収入等 = 公的年金等収入額（非課税年金を含む）+ その他合計所得金額

※2 額を2段で表示している欄は、上段が介護老人福祉施設・短期入所、下段が介護老人保健施設、介護医療院の場合の額

社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人が提供するサービスの利用料および食費・居住費の25%を減額します

※ サービス種別や所得段階に応じて軽減の対象となる費用が異なります

【要件】世帯全員が市民税非課税であること

世帯の年間収入が1人世帯で150万円、1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

預貯金額が1人世帯で350万円、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

負担能力のある親族等に扶養されていないこと

介護保険料を滞納していないこと

高額介護サービス費

世帯内で同じ月のサービス利用料が次の額を超えた分を払い戻します

段 階 区 分	利用者負担上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	（世帯） 140,100円
課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	（世帯） 93,000円
上記以外の住民税課税世帯	（世帯） 44,400円
世帯全員が市民税非課税	（世帯） 24,600円
前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円 等	（世帯） 24,600円 （個人） 15,000円
生活保護受給者	（個人） 15,000円

なお、対象となる方には市から通知が届きます。